

## 南シナ海問題についての事務局長談話

南シナ海の岩礁の埋め立てや人工島の造成などの力による現状の変更と軍部の強硬な発言、そして国際仲裁裁判所の裁定を頭から拒否する態度によって、中国に対する深刻な不信感が国民の間に広がっています。南シナ海問題は、あくまでも当事国間で解決されるべきであり、当事国でない日本が口出しをすべき問題ではありません。しかし、この問題をめぐっての中国に対する不信感の広がり、日中友好運動に深刻な影響を与えており、協会としては座視できない問題となっています。

中国は南シナ海の大部分の領有権を主張していますが、現状ではベトナム、フィリピン、マレーシア、台湾などがかなりの島・岩礁を実行支配しています。これらの国が中国に先んじて埋め立てや滑走路建設などを行なってきましたが、中国の埋め立てや人工島造成はその規模が大きく、看過できないものになっています。

今回の裁定を下した国際仲裁裁判所は、当事国どうしが話し合いで紛争を解決する際の助力となる仲裁をするために設置され、強制執行の機能はなく、国際紛争を裁判によって解決、または法律的意見を与える国際司法裁判所とは役割が異なります。国際裁判は基本的に当事国の合意が必要ですが、今回のフィリピンの訴えは国連海洋法条約に基づく紛争解決手続によるものであり、締約国である中国は合意していないからと言って訴えを拒否することはできず、中国が欠席するなかで裁判の手続が進められました。

また、国連海洋法は紛争解決手続から「領土画定に関する紛争」を除外しており、裁定は特定の国の「領有権」画定の判断ではなく、岩礁や人工物が「島」に当たるかどうかという海洋法の原則に照らして中国の主張に法的根拠があるか否かに限って判断が下されました。中国が領有権を主張する「九段線」には法的根拠がないとの裁定は、中国にとって厳しいものとなりました。一方でこの裁定は、南シナ海における領有権を主張する全ての国に対して等しく海洋法の順守を求め、紛争の解決に向けての努力を促すものとなりました。「領土画定」の判断ではないことを踏まえた上で、この裁定は尊重されるべきであると考えます。

中国は、軍事衝突にまで至ったロシアとの国境問題を40年の歳月をかけて解決するなど、14の陸上隣国のうち12の国との国境問題を話し合いで解決してきました。中国は、南シナ海問題でも当事国同士の話し合いによる解決を主張しており、この中国の意向も尊重されるべきと考えます。フィリピンの現政権は、中国との対話を重視する姿勢を明らかにしています。当事国間の話し合いによる平和的な解決を願うものです。

中国とASEANが2002年に締結した「南シナ海行動宣言」には、「国際法の原則に従い、友好的協議と交渉を通じて、武力の行使や威嚇に頼ることなしに平和的な手段で領土及び管轄権紛争を解決することに同意する」こと、さらに「紛争を複雑化し、エスカレートし、平和と安定に影響を与える活動を自制する」ことが明記されています。ASEANは、中国との対話を重視しながら、解決に向けて粘り強い努力を続けています。このASEANと中国の努力を尊重し、期待をもって見守ることが求められています。

この当事国の努力の一方で、当事国ではない日本と米国が、中国と対立するベトナムやフィリピンの軍港に艦船を寄港させ、軍事演習を繰り返し、武器供与まで画策するなど、軍事的な介入を進めていることは、対立を助長させる行為であり厳に慎まなければなりません。とくに、この南シナ海は、かつてアジア全土を侵略した日本が「大東亜共

栄圏」の名のもとに支配していた地域であり、この負の歴史を踏まえ、戦前と同様に日本が再び同地域に進出し、軍事介入するようなことは絶対にあってはなりません。さらに、領土紛争が関係諸国の軍隊や自衛隊の台頭による軍拡の危険な連鎖を生むような事態を許してはなりません。

現代国際法上の海洋の自由の原則は、「国際法の父」と呼ばれ「海は万人のもの」と主張したグロティウスの理論に起源をもつとされています。領土拡張を争った帝国主義の時代は過ぎ、国際協調と平和共存が国際社会の共通認識となりつつあります。一部に強まる偏狭なナショナリズムを排し、世界の海を人類の共有財産とする理念を基礎に、領土をめぐる国際紛争を話し合いで平和的に解決していくことを強く求めるものです。

2016年8月22日

日本中国友好協会  
事務局長 矢崎光晴